

令和3年度愛知県動物愛護推進協議会第1回会議議事録

1 日時：令和3年12月10日（金） 午前10時30分から正午まで

2 場所：愛知県図書館 5階 大会議室

3 出席者：

（委員） 吉永委員（会長）、庄村委員（副会長）、井上委員（代理出席清水氏）大羽委員、後藤委員、近藤委員、鈴木委員、丹委員、中野委員、松木委員、水谷委員、山本委員

（事務局）生活衛生課 高柳課長、森担当課長、成瀬課長補佐、黒坂主査
動物愛護センター 山中業務課長

4 概要

(1) あいさつ

【生活衛生課 高柳課長】

委員の皆様方には、お忙しい中、令和3年度愛知県動物愛護推進協議会第1回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本協議会は年2回開催しており、通常ですと上半期に第1回会議を開催しています。しかし、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催が困難な状況が続き、ようやく一時落ち着いてきた本日に開催の運びとなりました。本日も皆様にマスクの着用や出入口での手指消毒等感染予防対策に御協力をいただいたように、感染防止対策を徹底の上、会議を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

さて、本協議会では、愛知県動物愛護管理推進計画における各施策の推進や動物愛護推進員の委嘱について、御協議いただいていたところ です。

昨年度は推進計画の改正に関して御協議いただき、ありがとうございました。お蔭様をもちまして、令和3年3月に計画を改正し、本年度から改正計画に基づき業務を進めております。

また、本年度は動物愛護推進員の委嘱の任期満了に伴う再選の年でありまして、委員の皆様にも推薦をお願いしたところ です。皆様からの推薦などを基に、県内各地域の22名の方に、本年7月1日付けで委嘱しました。

この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

本日は、これらの御報告とともに、動物愛護に関する最近の動向についても情報提供させていただきます。委員の皆様方の豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点から、活発な御意見をいただければと思います。

今後とも動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

(2) 議題

ア 会長及び副会長の選出について

会長について、会場から吉永委員の推薦があり、承認された。また、副会長については、吉永会長から庄村委員の推薦があり、承認された。

イ 愛知県動物愛護管理推進計画の令和2年度の進捗状況について

事務局 黒坂主査 愛知県動物愛護管理推進計画の令和2年度の進捗状況について説明。

(質疑等なし)

ウ 愛知県動物愛護管理推進計画の令和3年度目標について

事務局 黒坂主査 愛知県動物愛護管理推進計画の令和3年度目標について説明。

(質疑等なし)

エ 愛知県動物愛護推進員の委嘱について

事務局 黒坂主査 愛知県動物愛護推進員の委嘱について説明。

【庄村副会長】

動物愛護推進員の活動がコロナで制約されたという話があった。本協議会のひとつの役割として推進員の支援というものがある。

事務局の説明から、講習会を行うことが支援というように受け止めたが、例えば、推進員の方が活動しやすいように、動画の作成方法を推進員の方にレクチャーするなど、コロナ禍において推進員が活動しやすいような支援というものを考えているのか、聞きたい。

【事務局】

前期の推進員の活動までは、県等が依頼することに対して協力をいただく形で活動をお願いしていた。一方で前期の推進員から委嘱対象をボランティアに拡充したこともあり、県等が依頼すること以外にも自主的に活動している方が多く見受けられた。今期から、推進員の活動範囲を広げ、動愛法に規定する活動の範囲内で自主的な活動をお願いしているが、推進員に対する講習の中では、新型コロナに対する感染予防について情報提供を行った。県としては、コロナ禍において、支援を行いながら活発な活動を求めるというよりは、無理のない範囲での活動をお願いするというスタンスである。

オ 動物愛護に関する最近の動向について

事務局 黒坂主査 動物の愛護及び管理に関する法律の令和元年度の改正点のうち、経過措置を設けられた動物取扱業の飼養管理基準の具体化及びマイクロチップの義務化について説明。

【山本委員】

マイクロチップだが、制度の開始は具体的にはいつからの予定なのか。

【事務局】

マイクロチップのワンストップサービスは令和4年6月1日から始まる予定である。ただし、本サービスについては、市町村が希望した場合に導入される。全国すべての市町村に一斉に導入されるものではない。

【山本委員】

制度開始時は、マイクロチップを鑑札とみなす自治体とみなさない自治体があるということで、どの程度期間がかかるかわからないが、しばらく経過すると鑑札からマイクロチップに移行していく、というイメージでよいか。

【事務局】

そのとおりである。

【鈴木委員】

制度の概要がわかりにくい、一般の方にはもっとわかりにくいと思う。業者に対しては、法で規定されたからやりなさい、というのでよいかと思うが、一般の所有者の方に法律で決まっているからやりなさい、と言っても難しい。「うちの子が痛がるしかわいそう」という意見も当然でか、と思う。説明のやり方やスキームのやり方がある程度細かく決めておかないと、チラシを配るだけでは難しいのではないかと思う。一般飼い主に対しては、もう少し具体的に掘り下げていかないといけないと思う。

【水谷委員】

環境省が自治体説明会を1月に開催するという事なので、その情報を踏まえての対応になるかと思うが、現在は限られた国からの情報の中で各自治体で検討し始めている状況かと思う。先ほど来年6月からの開始という話があったが、今の状況ではなかなか方向性がきめにくい状況である。

【井上委員代理清水氏】

豊橋市でも同じ状況である。来年6月に開始の時期は決まっているが、現在の状況では間に合わないのではないかと考えている。登録については手数料を徴収しているが、この登録手数料について改正するにも間に合わないという問題もある。問題が山積みであり、先ほど周知に関するご指摘もあったが、周知するにも情報がない。飼い主にも迷惑がかかるのではないかと心配している。

【松木委員】

ワンストップサービスというのはマイクロチップの登録をするとそれが犬の登録をしたこととなり、マイクロチップを鑑札とみなすというところまでは決まっている。

本来市町村が鑑札を渡すと同時に登録を行い、手数料を徴収している。環境省がマイクロチップの登録手数料を決定したが、市町村の登録手数料をどうするべきなのかが整理されていない。国がマイクロチップ手数料とともに登録手数料を徴収した上で市町村に配分するシステムであればワンストップサービスであるが、そこが調整されないままである。市町村独自で登録手数料を徴収するのであれば、飼い主にとっては本当のワンストップにはならない。

【後藤委員】

手数料の整理がついていない状態であるので、飼い主からすると、なぜマイクロチップの登録後に再度犬の登録をしなくてはならないのか、という話がでてくる。では市町村の手数をどうするのか、というところで非常に困っている状況である。ではもし手数料を下げるなど改正するとなると、条例改正の必要があるが、6月1日にはすでに間に合わない状況である。どこの自治体でも導入は難しい状況ではないかと思う。今は国からの情報を待っている状況である。

【大羽委員】

マイクロチップ導入については、歓迎している。犬の放棄が抑制できるのではと非常に期待している。自治体によって料金が違うとなると、飼い主から苦情がでるのではないかと懸念している。

(3) その他

【大羽委員】

推進員に対しての苦情もある。何のための推進員なのか、という苦情がある。推進員は何でもやってくれるのではないかと期待されているのではないかと感じる。

推進員は県がお願いすることを行う方だが、それを知らなかったりする方も多し。推進員の中にも推進員にだから偉いんだという態度をとる方もいる。

なぜ私に連絡がくるのかというと、行政には言いにくいからだと思う。自身の所属する会で一般の方を対象にアンケートをとったことがあったが、行政には1件しか苦情がきていない場合でも、アンケートをとったら苦情が山ほどあった。

一般の人にはハードルの高い行政への相談について、解決することはしなくてもいいので、推進員が窓口になるなどしてくれればよいと思う。

【事務局】

平成25年度に愛知県動物愛護推進員制度が創設されて以来、推進員の皆様には、県等の依頼に基づく活動をお願いしていたが、令和元年度から委嘱範囲をボランティアにも拡充したことにより、自発的な活動を行う方も多数みられたことから、今回の委嘱から、推進員の活動について、動物愛護管理法に定める活動をお願いすることとした。

推進員講習会においても、資料7添付資料のとおり説明を行った。なお、推進員の自主的な活動になるので、推進員の役割を明確に説明した上で、指導権限等は有さないことを説明し、指導等が必要な場合には行政に速やかに御連絡いただくようお願いしている。

推進協議会委員と推進員が混同されていることについては、今後推進協議会の広報等の際に、誤解が生じないように努めていく。行政の窓口になる等の具体的な役割については、今後検討していきたい。

【大羽委員】

推進員の苦情があった場合、県から推進員を指導してもらえるのか。

【事務局】

委員の方に推進員の苦情が入った場合には、県から推進員に連絡をとるので、すぐに県に連絡されたい。

【庄村副会長】

推進員の委嘱の解除の規定はあるのか。

【事務局】

規定はあるが、解除の実例はない。

【大羽委員】

最近では野犬の子どもも保護され、飼われるようになった。この状況を手放しで喜ぶかということ、そうでもない。野犬はやはり飼うのが難しい。しっかりと飼い主に理解してもらわないといけない。そのあたりをマニュアル化したほうがよい。野犬を普通の犬と同じように飼えると思われている場合もあるので、野犬の扱い方等をマニュアル化すべきだと思う。里親になったけど犬が逃げてしまった、大きくなって飼い主に噛みついてしまったということもあるので、危機感をもってもらいたい。

【事務局】

生後約1ヶ月半～2ヶ月齢以上で保護した野犬は、野犬としての本能が備わってしまい、人と生活するための社会化が難しくなってしまう。従って一般の方に直接譲渡することは行っていない。

ただセンターの協力団体になっている動物愛護ボランティア団体の中で、野犬の子犬を人に馴化するように矯正してもらえる団体には、センターで性格判定した後に、野犬の子犬を譲渡している。

飼い主宅から逃走してしまう事例が増えているとのことなので、協力団体への調査を実施し、その結果を踏まえ、犬の選定条件の見直し等について検討していく。

【松木委員】

豊田市でも頻繁ではないが年間数頭野犬の譲渡がある。社会化が難しいので専門のボランティアに預かりボランティアとして馴化してもらい、譲渡の際にもそのボランティアと一緒に飼い主のヒアリングを行ったり、お試しの飼育期間でも、専門のインストラクターにも来てもらって相談を受けたりしている。一旦逃げ出すと捕まらないことがわかっているので、非常に慎重に対応している。

【大羽委員】

野犬の飼い方のマニュアルについて、専門家がどのようにやっているのか知りたいし、飼い主も知っておくべきと考える。飼い主の危機感がないことが問題だと感じる。飼い主は大切に飼ってきた犬をかわいいと思いついでいるが、子どもが触ったりした時などに野犬の本能が現れることがあるのではないかと怖く感じる。

【吉永会長】

純血種の犬でも急に噛みつくことはあるので、しつけの問題だと思う。

【近藤委員】

四国や九州から野犬を仕入れる方がいる。実費として8万円以上徴収される事例もある。そうやって飼った犬が、成長しても人慣れせずにトイレも覚え家族の誰も怖くて触ることができなくてどうしようもない、という相談を何十件も聞いている。そういう現実もある。

【事務局】

愛知県動物愛護推進計画にも記載しているように、愛知県における犬の殺処分の多くは野犬である。野犬対策は今後の課題であるので、次回の協議会で、愛知県における野犬の状況等を少し詳しく御説明させていただきたいと思う。

【大羽委員】

猫に関する活動を行っている方が地域猫を正しく理解していないことがあり、問題だと思う。地域猫、TNR、保護猫など区別なくひとくくりにされている。市町村によっては地域猫に対して補助金の対象となるので、地域猫の正しい理解を深めるようにしてほしい。

また、地域猫活動についての知識を学校でも子ども達にも周知してほしい。

【事務局】

地域猫は、地域の方の理解と協力がなくうまくいかないため、県で実施したモデル事業をもとに作成した「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」を活用しながら、地域猫

の普及啓発に取り組んでいる。具体的には、地域猫活動説明会の講師依頼があれば地域住民に対して説明している。

補助金については、所有者のいない猫による糞尿被害などの環境問題解決法の一つとして地域猫を採用している市町村が独自に設けているものである。所有者のいない猫が問題となる程度や、解決法も地域によって異なるため、市町村の不妊手術補助金を県として一律化することは困難だが、市町村間の情報共有の場として、年1回市町村の担当者を対象とした会議を開催しているため、その際に地域猫に関する情報発信を行うとともに、市町村間の情報共有を促していく。

【大羽委員】

地域猫に取り組もうとした時に、地主等に交渉しても難しい場合が多い。そこに行政が介入するとよいかと思う。

(4) 閉会